



# むかわ町不妊治療助成事業のご案内



～第1子または第2子を対象とした助成をはじめます～

子どもを産み育てたいという希望を持ち、不妊治療を行うご夫婦へ経済的負担の軽減を図ることや不妊治療に挑戦しやすい環境づくりのため、平成26年7月1日から不妊治療費に対して助成をすることとしました。これから治療を受けようと考えている方、もしくは、現在治療を受けている方は、お問い合わせください。

## 対象者

不妊治療を希望している夫婦で次の①～⑤の要件をすべて満たしている場合に対象となります。

ただし、夫婦以外の第3者から提供を受けた精子、卵子、及び胚による不妊治療や代理母、代理出産によるものは対象となりません。

- ①夫婦いずれか一方が町内に住所を有していること(※法律上の婚姻確認できる男女)
- ②町税及び使用料等の滞納がないこと
- ③医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であること
- ④他の市町村から同一治療において同様の助成を受けていないこと
- ⑤北海道特定不妊治療助成事業（以下「道事業」という。）に規定する指定医療機関で治療を受けていること

## 助成の内容

- ①特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）は、1回あたりの治療費用から道事業の助成金額を受けている場合は、その額を減じた自己負担額のうち30万円を限度に通算10回まで助成します。ただし、既に道助成事業による助成を受けている場合は、その回数を通算回数に含みます。
- ②一般不妊治療（特定不妊治療以外の医療保険適用外の治療）は、年額15万円を限度に最初の申請日から起算して通算3年間助成します。

いずれの場合も、食事療養費や入院に伴う個室料、文書料など治療に関わらない費用は助成対象外となります。

## 助成の手続き

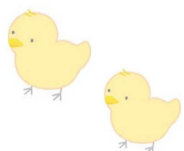
相談や助成の申請手続き等は、下記問い合わせ先までお願いします。

相談・手続きは、保健師が対応させていただきます。

申請に必要な書類等

（様式第1.2号は、HPからダウンロードしていただくか、直接お渡しいたします。）

- ・むかわ町不妊治療費助成金交付申請書（別記様式第1号）
- ・不妊治療費助成受診等証明書（別記様式第2号）
- ・治療費領収書
- ・道事業の助成を受けている場合は、道事業助成決定通知書の写し
- ・印鑑



問い合わせ先 むかわ町役場

- ・本庁 町民生活課健康福祉グループ TEL0145-42-2415
- ・穂別総合支所 地域振興課保健福祉グループ TEL0145-45-3326

## 不妊治療等に関するQ & A

Q.いつ申請すればいいの？

A.①特定不妊治療の申請は、道事業の決定後にできるだけすみやかに申請してください。

なお、道事業の対象とならない方は、治療終了後できるだけすみやかに申請してください。

相談も希望される場合は、いつでもご連絡ください。

②一般不妊治療の申請は、治療終了後できるだけすみやかに相談、申請してください。

迷われる場合は、治療開始前でも、お電話などで保健師にご相談ください。

Q.相談したいけれど、相談に行きにくいのですが・・・。

A.窓口や電話での相談の際には、「保健師に聞きたいことがある（相談がある）・・・」とっていただき、不妊治療費の助成についての相談と言わなくて大丈夫です。

保健師と相談室に入ってから、または保健師に電話を代わってから、不妊治療についての相談と言っていただければ、周りに聞かれることはありません。悩んでいる方は、一度相談していただけたらと思います。

Q.不妊治療をしていませんが、今後どうしようか迷っています。  
詳しい内容を知っておきたいのですが・・・。

A.治療していない方も、遠慮なくご相談いただければと思っています。

Q.不妊治療は受けているけれど、対象にならないように思うのですが・・・。

A.対象にならないと思われた方も、治療に関係しての相談などございましたら、相談していただけたらと思います。助成の内容などについても、治療の実情に合わせて見直していくことも必要と考えておりますので、ご意見をいただけたらと思います。